

事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について

平成12年8月31日総三第96号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成13年12月28日総三第133号  
平成20年 2月 5日総三第000118号  
平成21年 2月16日総三第000141号  
平成27年11月26日総三第130号  
令和 6年 7月 2日総三第213号  
令和 7年 3月24日総三第161号

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高裁判所規程第3号）の規定に基づき、標記の場合について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程第3条に規定する「最高裁判所が別に定める場合」は、e事件管理システム又は民事執行事件処理システムを用いて、事件の受付に関する事務を処理する場合とする。

付 記

この通達は、平成12年9月4日から実施する。

付 記（平13. 12. 28総三第133号）

この通達は、平成14年1月4日から実施する。

付 記（平20. 2. 5総三第000118号）

この通達は、平成20年2月12日から実施する。

付 記（平21. 2. 16総三第000141号）

この通達は、平成21年2月16日から実施する。

付 記（平27. 11. 26総三第130号）

- 1 この通達は、平成27年7月21日から適用する。
- 2 平成12年8月31日付け最高裁総三第96号事務総長依命通達「事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について」の標題の次に「（依命通達）」とあるのを「（通達）」と補正する。

3 他の通達等中「平成12年8月31日付け最高裁総三第96号事務総長依命通達「事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について」とあるのは「平成12年8月31日付け最高裁総三第96号事務総長通達「事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について」と読み替えるものとする。

付 記（令6. 7. 2総三第213号）

この通達は、令和6年7月16日から実施する。

付 記（令7. 3. 24総三第161号）

この通達は、令和7年3月24日から実施し、この通達による改正後の平成12年8月31日付け最高裁総三第96号事務総長通達「事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について」の定めは、令和7年1月6日から適用する。